

鎌倉市公告第 520 号

特定生産緑地（鎌倉市）の解除

令和 7 年（2025 年）10 月 23 日

鎌倉市長 松尾 崇



生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を解除したため、同条の 6 第 2 項の規定に基づき、準用される同条の 2 第 4 項の規定により、次のように公示する。

番号	位置	特定生産緑地の解除面積	指定の公示日
特-99	鎌倉市笛田四丁目	1,390 m ²	令和 3 年（2021 年）6 月 18 日

「区域は解除図表示のとおり」